世の推移は労働者の就職に困難ならしめること甚だしくなつてまゐりました従つて生活の不安も増大し社会不安もこれに伴ふことは必然の帰結であります　私共従業員の子弟又就職に困難を来して居ります　就職せざることは家庭生活の不安を来し家庭生活の不安はなすに作業上に悪影響を及ぼすことは否み難い事実であります　私共は円満なる進歩的工場の従業員たらんとするには先決問題と致しまして家庭生活の不安を一掃せねばなりませぬこれを一掃せんには私共の子弟を本工に採用して載くことであります　而して従業員の子弟の子孫永くこの工場に働くことを思ふ時一層作業に精進しかゝる結果は能率増進となり茲に初めて両々相俟つて円満なる進歩的工場の建設を望み得べきことと存じます　私達従業員はかゝる見地に立ちまして先ず家庭生活向上の為めに従業員子弟本工採用の件を衷心から歎願致す次第であります

右
青木染工場従業員代表
町井亮吉外拾名

昭和十年五月二十四日

青木染工場支配人
田中昌亀殿

常務理事

労秘第一三六五號
昭和十年七月九日

内務大臣後藤文夫殿
社會局長官殿
各府縣知事殿（大阪。静岡。愛知）
警視總監小栗一雄殿

發生　六、一三　解決　六、二二
使用労働者　一、二一二
争議参加者
関係労働組合　工[illegible]会、全労、

京モス亀戸工場労働争議ニ関スル件

（發生——解決）

要旨

(1) 職員福岡留二及見廻監督女工柏トリハ両名ハ女工ニ対スル取扱苛酷偏頗ナリトシ六月十三日会社側ニ排斥交渉ヲ為セルカ拒絶セラレ争議ニ入リタルモ二十二日所轄署長ノ斡旋ニ依リ解決ス